



令和2年度公共用水域水質及び地下水質分析調査業務委託契約書（案）

岩手県（以下「甲」という。）と（ ）（以下「乙」という。）とは、令和2年度公共用水域水質及び地下水質分析調査業務（以下「委託業務」という。）の実施を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）

- 第1 乙は、甲の定めた別紙仕様書により、委託業務を誠実に実施し、甲は、その費用として、委託料（ ）円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ）円を支払う。
- 2 前項の仕様書に明示されていない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（委託期間）

- 第2 委託期間は、令和2年4月1日から令和3年3月26日までとする。

（契約保証金）

- 第3 契約保証金は、金（ ）円とする。

（管理技術者）

- 第4 乙は、委託業務の技術上の管理をつかさどる管理技術者を定め、この契約締結後5日以内に管理技術者選任届出書（様式第1号）により甲に届け出なければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

（権利義務の譲渡等）

- 第5 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年政令法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書の規定により売掛金債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、甲が会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により、会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生ずるものとする。
- 3 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託の制限）

- 第6 乙は、委託業務を達成するため、分析業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ書面による甲の承諾を得なければならない。

（委託業務の調査等）

- 第7 甲は、必要があるときには、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、若しくは報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(完了報告及び審査)

- 第8 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに委託業務仕様書に規定する成果品（以下「成果品」という。）を添えて業務完了報告書（様式第2号）を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による報告書等を受領したときは、10日以内に委託業務の完了を確認する検査を行わなければならない。
- 3 乙は、前項の検査に適合しないときは、甲の指示に従い、これに適合させるための措置をとり、その結果を甲に報告するものとする。この場合においては、当該措置の完了を委託業務の完了とみなして前項の規定を準用する。

(委託料の請求及び支払)

- 第9 乙は、委託業務が完了し、第8第2項の検査に適合したときは、委託料請求書（様式3号）を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による書類を受領した場合には、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(支払遅延利息)

- 第10 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、委託料の支払いを遅延した場合は、乙に対して、支払遅延の日数に応じ、その支払遅延した委託料につき年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

(前金払)

- 第11 甲は、乙から委託料について前金払の請求があった場合において、その必要があると認めるときには、委託料の10分の3の範囲内（1回につき一月分を限度とする。）で前金払するものとする。

(瑕疵担保)

- 第12 乙は、成果品について隠れた瑕疵があった場合には、速やかにこれを完全なものと引換え、又は補償するものとする。

(契約の解除)

- 第13 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することがある。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は第7若しくは第8第3項の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- (2) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。
- (3) 次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

(4) その他この契約に違反したとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

3 前2項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第14 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(委託料の返還)

第15 乙は、第13の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

(遅延利息)

第16 乙は、第15の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年2.7パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

(違約金)

第17 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額につき年2.7パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

(秘密の保持)

第18 乙は、委託業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(関係書類の保存)

第19 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和8年3月31日まで保存するものとする。

(補則)

第20 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和2年4月1日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

印

乙 住所
氏名

印

管理技術者選任届出書

令和 年 月 日

岩手県知事 様

受託者 住 所
氏 名 印

次のとおり管理技術者を定めたので、届け出ます。

委託業務名	業務委託
委託料	金 円
契約年月日	令和 年 月 日
業務の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
管理技術者	

(注) 1 経歴書を添付のこと。

業務完了報告書

年 月 日

岩手県知事

様

住 所
氏 名

印

委託業務を完了したので、契約書第8第1項の規定により報告します。

記

1 委託業務名

2 契約年月日

令和 年 月 日

3 業務の期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

委託料請求書

年 月 日

岩手県知事 様

受託者 住所
氏名 印

令和 年 月 日付けで契約を行った について、
契約書第9第1項の規定により請求します。

記

1 請求金額

請求金額	金 円
契約金額	円

2 振込先銀行名

銀行 店 預金

口座番号